

◎リンクはPCから開けます（スマホやタブレットでは開けない場合があります）

**福島県最低賃金が改定されました**

効力発生日 令和4年10月6日

時間額 **858円**

賃金の見直しをお願いします！

業務改善助成金をご活用ください

検索

いわき労働基準協会

◎ 印刷・配布・転載は自由です

署長室より中央公園の紅葉を望む（R04年11月撮影）

**年末年始無災害運動実施中（2022.12.1～2023.1.15）**

**待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始**

**福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）実施中**

**「転倒災害防止」「建設現場」パトロールを実施します**

いわき労働基準監督署長から

労働災害が多発している現状から、11月15日から実施中の令和4年度「福島冬季転倒災害防止運動」、12月1日より開始された「年末年始無災害運動」の趣旨を踏まえ、パトロールを実施します。

パトロール対象は、特に労働災害が多発している

- 建設工事現場（主として災害復旧工事、木造・鉄骨造建築工事）
- 転倒災害多発の第三次産業（主として大規模小売店舗）

安全管理状況の点検等を行いますので、年末の繁忙期ではありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



**小名浜港 港湾工事の安全パトロールを実施**

11月24日に、小名浜港安全協議会（港湾工事施工企業で構成）、国土交通省小名浜港湾事務所、福島県小名浜港湾建設事務所、いわき労働基準監督署が合同で安全パトロールを実施しました。

パトロールは、海上で行われている防波堤の堤体（ケーソン）の築造工事現場において行いました。

現場ではコンクリートの打設作業が行われており、必要な資格者の配置状況、危険予知（KY）等安全活動状況について点検しました。



ケーソン上の作業状況を点検



KYシートをチェック

**速報 車両系建設機械の転倒事故がまた発生**

**ドラグショベルでつり上げ作業中に転倒**

いわき市内の橋梁工事において、ドラグショベルを使用して小型の重機をつり上げ移動中に機体バランスを崩して転倒した。

転倒したドラグショベルにはアタッチメントが取り付けられていたが、アタッチメントの重量を十分に考慮せずにつり上げを行なったもので、作業計画においても想定されていなかった。ドラグショベルは移動式クレーン仕様であったが、クレーンモードへの切り替えは行われていなかった。



イメージ図  
（職場のあんぜんサイトから引用）

移動式クレーン仕様の車両系建設機械でも、クレーンモードにせずにつり上げ作業を行った場合は用途外使用となり、法令違反となります（安衛則第164条）。なおクレーンモードで作業する場合は、移動式クレーンや玉掛の資格が必要なのは当然です。また、日々のKY活動の中で、作業の危険性を把握し、対策を立てることが重要です。